

平成29年第1回関川村議会定例会会議録（第4号）

○議事日程

平成29年5月17日（水曜日） 午前10時 開会

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 委員長報告 | |
| 第 3 | 報告第 1号 | 平成28年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について |
| 第 4 | 報告第 2号 | 専決処分の報告について（平成28年度関川村一般会計補正予算（第10号）） |
| 第 5 | 報告第 3号 | 専決処分の報告について（平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）） |
| 第 6 | 議案第35号 | 財産の取得について（除雪ドーザ） |
| 第 7 | 議案第36号 | 財産の取得について（スノーローダ） |
| 第 8 | 発議案第4号 | 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | — | 議員派遣 |
-

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 委員長報告 | |
| 第 3 | 報告第 1号 | 平成28年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について |
| 第 4 | 報告第 2号 | 専決処分の報告について（平成28年度関川村一般会計補正予算（第10号）） |
| 第 5 | 報告第 3号 | 専決処分の報告について（平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）） |
| 第 6 | 議案第35号 | 財産の取得について（除雪ドーザ） |
| 第 7 | 議案第36号 | 財産の取得について（スノーローダ） |
| 第 8 | 発議案第4号 | 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | — | 議員派遣 |
-

○出席議員（10名）

- | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 近 | 良 | 平 | 君 | 3番 | 小 | 澤 | 仁 | 君 | | | |
| 4番 | 加 | 藤 | 和 | 泰 | 君 | 5番 | 鈴 | 木 | 万 | 寿 | 夫 | 君 |
| 6番 | 高 | 橋 | 忠 | 夫 | 君 | 7番 | 高 | 橋 | 正 | 之 | 君 | |
| 8番 | 菅 | 原 | | 修 | 君 | 9番 | 伝 | | 信 | 男 | 君 | |
| 10番 | 平 | 田 | | 広 | 君 | | | | | | | |

○欠席議員（1名）2番 伊 藤 敏 哉 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	平 田 大 六 君
副 村 長	佐 藤 忠 良 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総 務 課 長	加 藤 善 彦 君
税 務 会 計 課 長	田 村 久 美 子 君
住 民 福 祉 課 長	中 東 正 子 君
農 林 観 光 課 長	伊 藤 隆 君
建 設 環 境 課 長	高 橋 賢 吉 君
教 育 課 長	稲 家 吉 誠 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 充 代
主 任	石 山 洋 介

午前10時00分 開 会

○議長（近良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。2番伊藤敏哉議員から欠席の届け出がありました。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、諸般の報告

○議長（近良平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により定例監査の結果報告書及び同法第235条の2第3項の規定により平成29年2月分、3月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管しておりますので、ご覧ください。

議長決定により議員派遣を行いましたのでお手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2、委員長報告

○議長（近良平君） 日程第2、委員長報告を行います。産業建設常任委員長から報告を求めます。

産業建設常任委員長 菅原修さん。

○産業建設常任委員長（菅原修君） 産業建設常任委員会調査報告書による報告があった。

○議長（近良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

日程第3、報告第1号 平成28年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（近良平君） 日程第3、報告第1号 平成28年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。本日は本会議の開催をお願いいたしましたところ、大変お忙しい中ではございますけれども、ご出席をいただきまして大変ありがとうございました。

報告第1号は平成28年度の関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額についてであります。

様々な事情で年度内に完了しなかった事業につきまして、関係予算を次年度に繰り越して実施

するものでありまして詳細は、総務課長に説明をさせます。

○議長（近良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 報告第1号平成28年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてをご説明申し上げます。次のページで一覧表にまとめておりますので、3月補正時に説明させていただいたとおりで繰越をするものでございます。なお追加となりましたのが6款1項観光施設整備費、ゆ〜むのエコキュートの更新工事で機械の入手が遅れたため補正を行い繰り越すものでございます。以上です。

○議長（近良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（平成28年度関川村一般会計補正予算（第10号）

日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（近良平君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（平成28年度関川村一般会計補正予算（第10号）および日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 報告第2号、第3号であります。報告第2号と報告第3号は3月31日付での専決処分の報告であります。

まず報告第2号は、平成28年度関川村一般会計補正予算（第10号）であります。決算を見通しまして、総額1億2,140万円を減額しております。なお、財政調整基金の取り崩しにつきましては1億4,200万円を取りやめまして28年度での取り崩し額をすべて減額し、将来の財政負担に備えることが出来ました。詳細は総務課長に説明させます。

報告第3号は平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。詳細は住民福祉課長に説明させます。

○議長（近良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明申し上げます。1ページ目のところになりますけども、歳入歳出をそれぞれ1億2,140万円減額しまして、49億6,760万円にするものであります。なお、今回3月31日付の専決処分でございますが、内容としましては概ね事業費の確定または実績に基づく補正でございます。今ほど村長の説明のとおり、決算を迎えるに当たりまして、最後の補正と言う事で、減額と精査しているものでございます。なお、繰り出

し金につきましては、国保会計の最終予算を見込みまして減額となるものであります。以上です。

○議長（近良平君） 次、住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 報告第3号 専決処分の報告について（平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を説明させていただきます。201ページをご覧ください。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,800万円とするものでございます。

最初に歳出の方から説明させていただきます。208ページをご覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2,500万円の減額。2目退職被保険者療養給付費1,000万円の減額、合計3,500万円の実績に基づく減額でございます。

2項2目退職被保険者等高額療養費300万円の実績に基づく減額でございます。次のページ209ページをご覧ください。

9款1項1目給付準備基金積立金3,600万円の実績に基づく増額でございます。

続きまして歳入でございます。206ページをご覧ください。4款2項1目特別調整交付金2,500万円増額。これは退職者医療制度の廃止に伴いまして財政影響が大きい自治体に特別な事情と言う事で国から交付されたものでございます。10款1項1目一般会計繰入金。出産育児一時金等繰入金と事務費繰入金は実績に基づき減額するものでございます。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（近良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに報告第2号専決処分の報告について（平成28年度関川村一般会計補正予算（第10号）の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

次に報告第3号 専決処分の報告について（平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第6、議案第35号 財産の取得について（除雪ドーザ）

日程第7、議案第36号 財産の取得について（スノーローダ）

○議長（近良平君） 日程第6、議案第35号 財産の取得について（除雪ドーザ）および、日程第7、議案第36号 財産の取得について（スノーローダ）を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第35号と第36号は財産の取得についての議案であります。平成29年度の予算に計上しております、除雪機械の更新について早期に発注する必要があるため、この度入札を執行しました。すでに仮契約を締結しており、議会の議決をいただき本契約とするものであります。

まず、議案第35号の除雪ドーザの購入であります。入札は指名競争で去る4月25日に執行しております。指名した業者は指名願いを提出しております、コマツ建機販売株式会社関越カンパニー、合資会社坂町重機工業、ユニキャリア株式会社新潟支店、日本キャタピラ合同会社中日本支社新潟支店の以上の4社であります。落札業者は合資会社坂町重機工業でありまして、予定価格に対する落札率は79.5%でありました。

次の議案第36号のスノーローダの購入についても同様であります。指名した4社のうち2社が辞退いたしまして、コマツ建機販売株式会社と合資会社坂町重機工業の2社による競争でありました。落札業者は合資会社坂町重機工業で、予定価格に対する落札率は94.5%でありました。

2つの議案とも詳細は総務課長に説明をさせます。以上です。

○議長（近良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤義彦君） 今ほど村長の方から説明した内容のとおりでありますのでよろしくお願いいいたします。

○議長（近良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。はじめに議案第35号 財産の取得について（除雪ドーザ）の質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 質疑なしと認めます。

ただ今議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近良平君） 次に議案第36号 財産の取得について（スノーローダ）の質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 質疑なしと認めます。

ただ今議題となっています議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、発議案第4号 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近良平君） 日程第8、発議案第4号 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。提出者平田広さん。

○副議長（平田広君） 提案理由の説明を申し上げます。政務活動費は議員の調査研究に資するための経費の一部として交付されています。現在、半期ごとに行われている請求及び交付の手続きを改正後は年1回行うものとし、毎年年度始めの5月末日までに行うものとするものであります。これにより、事務手続きの簡素効率化を図るものです。以上です。

○議長（近良平君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 質疑なしと認めます。提出者ご苦労様でした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 討論なしと認めます。

これより、発議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。
お諮りします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近良平君) 起立多数です。

したがって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議員派遣

○議長(近良平君) 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣することにしたいと思います。

なお、内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(近良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定しました。

○議長(近良平君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、散会します。大変ご苦労さまでした。

午前10時19分 閉会